

ふれあいサロン活動実施グループ登録及び支援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふれあいサロン活動を実施するグループの登録及び登録したグループについての支援に関して必要な事項を定めることにより、さまざまな要因で閉じこもりがちに暮らす高齢者や障がいのある方、子育て中の親などが自由に気軽に参加でき、互いの顔が見える地域づくりを進め、地域コミュニティの中で安心かつ安全にいきいきと住み続けられることを目指して、市民が主体的・自主的に取り組む活動を推進することを目的とする。

(グループの登録)

第2条 ふれあいサロン活動実施登録グループ（以下「登録グループ」という。）は、この要綱に定める支援を受けることができる。

2 登録グループは、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 団体の構成員数が5人以上であること。
- (2) 年度内に4回以上の集いの場を計画すること。
- (3) 集いの場は、高齢者、障がいのある方、子育て中の親等が参加できる場であること。
- (4) 訪問活動などを通じて、日常から互いを気にかけて関係づくりを行うこと。
- (5) ふれあいサロン活動実施にあたり、自治会、関係機関等との連携した取り組みを行うこと。
- (6) 不特定かつ多数の利益の増進に寄与する活動を目的とし、併せて、営利及び宗教的、政治的な活動を目的としていないこと。
- (7) 代表者及び運営に携わる者が明確で、ボランティア活動に熱意と理解を有していること。
- (8) 三木市民が主たる構成員であること。
- (9) 自主的に運営することができ、活動を継続する意思があること。

(登録申請の方法等)

第3条 登録グループとして登録しようとするグループは、以下の書類を三木市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) ふれあいサロン活動実施登録グループ申請書（様式第1号）
- (2) 役員及び会員名簿
- (3) ふれあいサロン活動「集いの場」計画書（様式第4号）

(登録の承認)

第4条 会長は、前条の規定により登録をしたときは、登録を行ったグループに対しふれあいサロン活動実施グループ登録証（様式第2号）により通知するものとする。

(申請内容の変更)

第5条 前条の規定により登録証の交付を受けた登録グループは、ふれあいサロン活動実

施登録グループ申請書の内容において代表者、会員数に変更が生じた場合は、速やかに会長に届け出なければならない。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録証の交付の日から、当該年度の3月31日までとする。

(登録グループが守るべき事項)

第7条 登録グループは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 三木市社会福祉協議会が実施する研修会に参加すること。
- (2) ふれあいサロン活動実施毎に、ふれあいサロン活動実施報告書(様式第5号)を会長に提出すること。
- (3) 提出された、ふれあいサロン活動「集いの場」計画書の内容において実施日、実施場所に変更が生じた場合は、実施7日前までに届けること。
- (4) ふれあいサロン活動の実施にあたっては、個人のプライバシーの保護を厳守すること。

(登録グループへの支援)

第8条 登録グループに対し、次の各号に掲げる支援を受けることができる。

- (1) ふれあいサロン活動に要する経費として、登録グループの申請に基づき「集いの場開設準備助成金」「年間活動助成金」「空家を活用して集いの場を開催するグループへの助成」を別表により交付することができる。
- (2) ふれあいサロン活動計画書において、集いの場を計画している場合、参加者への傷害保険を三木市社会福祉協議会の負担により加入する。
- (3) 活動に寄与する社会資源の提供及び情報提供。
- (4) その他会長が別に定める支援。

(助成金交付の申請等)

第9条 前条第1号で規定する助成金の交付を受けようとする登録グループは、集いの場毎に以下の書類を会長に提出するものとする。

- (1) ふれあいサロン活動助成金申請書兼請求書(様式第6号)
 - (2) ふれあいサロン活動経費決算書(様式第7号)
- 2 当該年度内において、ふれあいサロン活動に要した経費の収支決算において、余剰金が発生した場合、助成金額を上限とし余剰金から助成金額を差し引いた額を返納しなければならない。

(登録の解除)

第10条 登録グループは、登録当該年度内に登録を解除する場合は、ふれあいサロン活動経費決算書(様式第7号)を添え、ふれあいサロン活動実施登録グループ解除届(様式第3号)を会長に提出するものとする。

(登録の取り消し等)

第 11 条 会長は、登録グループがこの要綱に違反したとき、又は第 2 条第 2 号に規定する登録要件のいずれかに該当しなくなったときは、その登録を取り消すことができる。また、助成金を受けている登録グループに対して、その助成金の全て又は一部を返還請求しなければならない。

(その他の事項)

第 12 条 この要綱で定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 3 月 1 5 日より施行する。

(ふれあいサロンに関する要綱の廃止)

1 次の要綱は、廃止する。

(1) ふれあいサロンに関する要綱 (平成 2 6 年 1 0 月 1 日 施行)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日より施行する。

別表（第9条関係）

名 称	助成金額	要 件
集いの場 開設準備助成金	20,000円以内 (初年度のみ)	※新たな集いの場の開設であること。 ※助成金の使途 ・開設に向けての会議費 ・集いの場に必要の備品購入費 など開設に必要な経費
年間活動助成金	12,000円以内 (年)	※月1回以上の集いの場を開催すること。 ※助成金の使途 ・茶菓子代 ・ボランティアの保険料 ・会場等の賃借料 ・交通費 ・印刷費 ・通信費 ・食材費 ・報償費 ・消耗品費 ほか参加者に直接関係する経費
空家を活用して集いの場を開催するグループへの助成	60,000円以内 (年)	※空家を活用して月4回以上集いの場を開催すること。 ※空家とは、居住その他の使用がされていない民家や店舗などとする。 ※貸主から請求を受けた賃料、光熱水費等を負担するグループに対して助成。 ※助成期間は、空家で集いの場を行う間。

※集いの場を新規（以前に開設していた場合は新規に含まない。）に開設する登録グループに対し、「集いの場開設準備助成金」と「年間活動助成金」の両方を交付する。空家を活用する場合は、「空家を活用して集いの場を開催するグループへの助成」についても交付する。ただし、開催が年度途中からの場合は、活動助成額については開催月数に1,000円を乗じた額とし、空家を活用して集いを開催するグループへの助成については開催月数に5,000円を乗じた額とする。